

資料 3

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

関係省庁 説明資料

平成26年1月9日

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

復興庁 説明資料

平成26年1月9日

(加速化措置)

- 住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表

<主な対応状況(フォローアップ)>

- 地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」をこれまで4回公表。

<効果の検証>

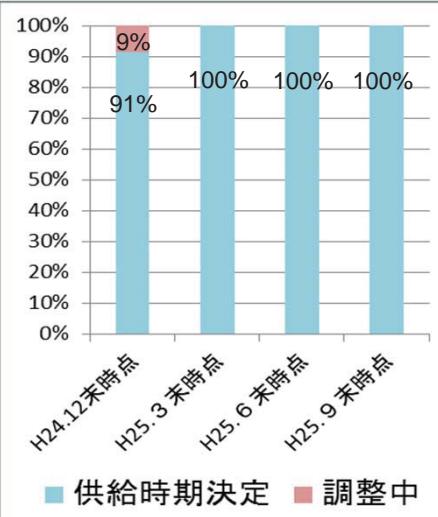
- 「住まいの復興工程表」の公表により、住まいの復興見通しを提示するとともに、四半期に1回更新を作業を行いながら、短期間で熟度を向上。

- 具体的には、平成24年12月末時点で災害公営住宅、民間住宅等用宅地において、供給時期が定まらず、「調整中」としていたものを、平成25年9月末時点までに大幅に明確化。

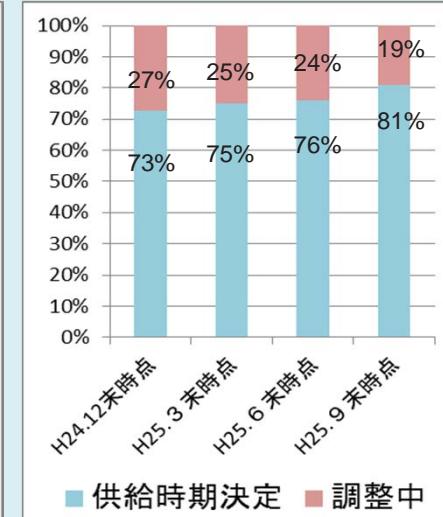
「住まいの復興工程表」の推移（平成24年12月末から平成25年9月末までの動向）

1) 災害公営住宅

● 岩手県

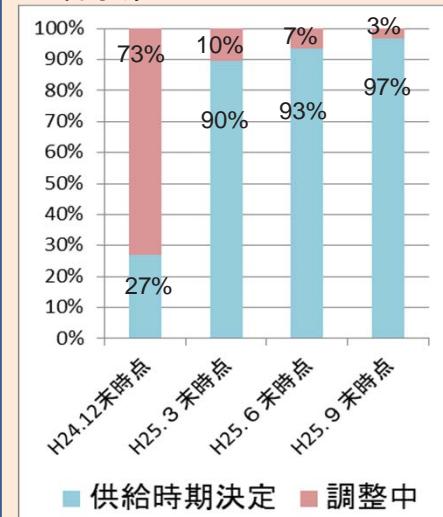


● 宮城県

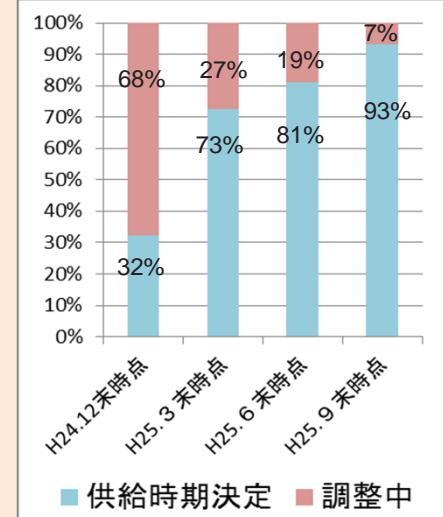


2) 民間住宅等用宅地

● 岩手県



● 宮城県



H25.9末時点の計画戸数

供給時期決定	調整中	合計
6,079	0	6,079

H25.9末時点の計画戸数

供給時期決定	調整中	合計
12,424	2,918	15,342

H25.9末時点の計画戸数

供給時期決定	調整中	合計
8,542	295	8,837

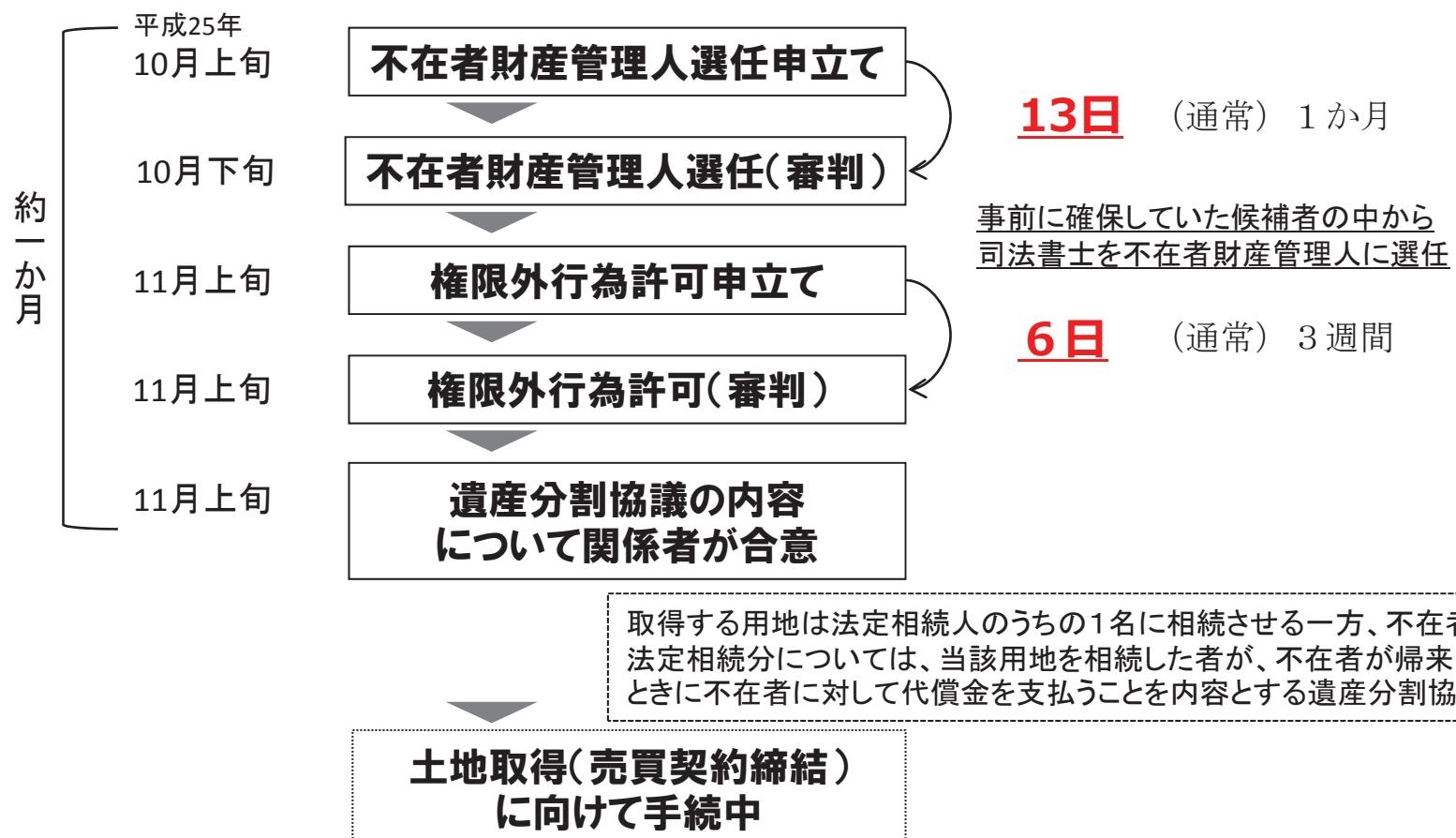
H25.9末時点の計画戸数

供給時期決定	調整中	合計
11,226	831	12,057

1. 財産管理制度の活用

財産管理制度の活用により、相続人が多数の土地について短期間で土地取得が見込まれる事例

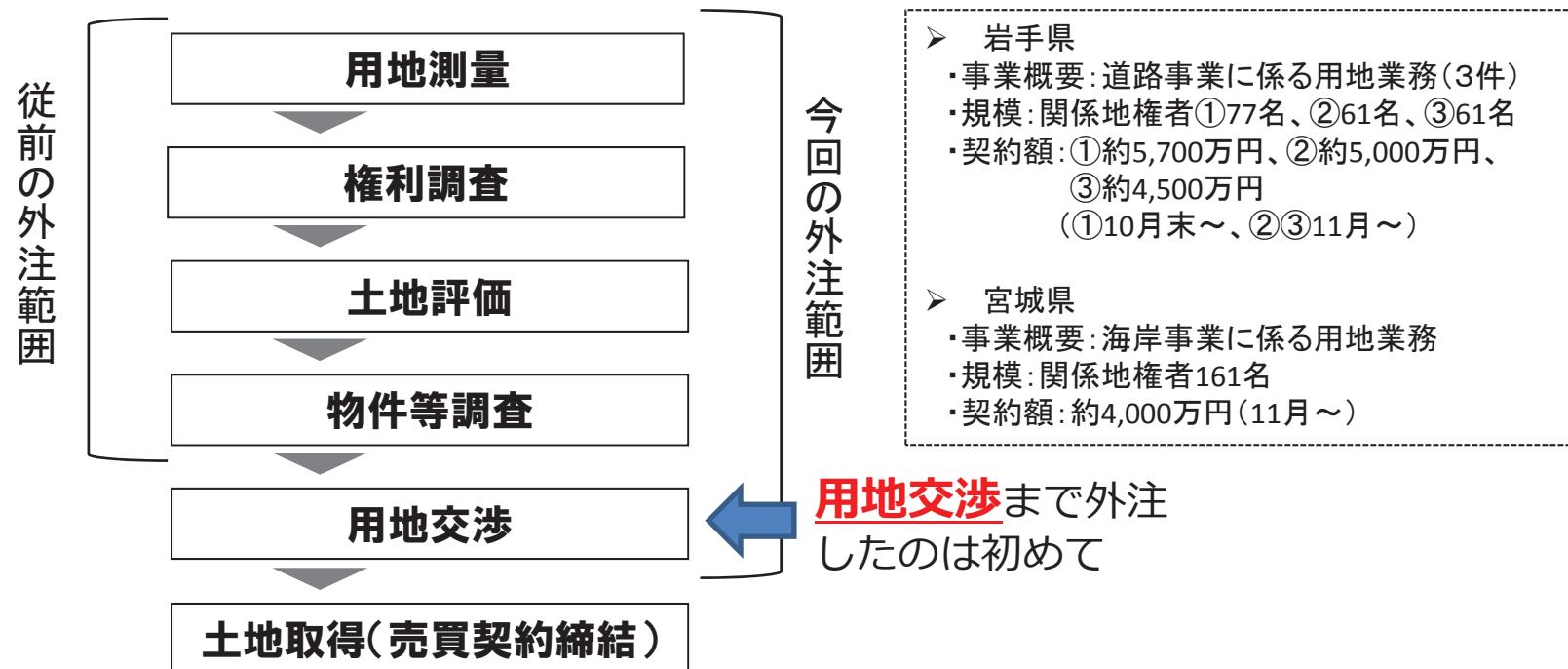
防災集団移転促進事業の移転先の土地について、所有権の登記名義人の相続人数十名中1名が不在者の案件。復興局・家裁が相談に応じ、不在者財産管理制度を活用して、短期間で遺産分割協議の内容について関係者が合意。



2. 用地業務の外注促進

岩手県・宮城県において用地交渉まで初めて外注した事例

岩手県・宮城県の両県において、従前自ら実施していた**用地交渉業務を初めて補償コンサルタントに外部委託**。調査から交渉まで一連の業務を外注することで、自治体のマンパワー不足に対応するとともに調査や交渉にかかる期間の短縮を実現。



[用地交渉業務の補償コンサルタントへの委託について]

弁護士法第72条本文は、非弁護士によるいわゆる事件性・紛争性のある法律事務の取扱いを禁止したものであり、事件性・紛争性のない法律事務については、同条本文の規制の対象外である。

したがって、損失補償基準等に基づき起業者が決定した金額等を提示して、内容の説明と協力を求めるという条件の下で行う公共用地取得事務及び事業損失補償事務は、一般的な契約締結行為と同様、事件性・紛争性のある法律事務とはいえないと考えられるため、これを弁護士でない民間業者が委託を受けて行っても、同条本文の規定に反しないものと考えられる。

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

総務省 説明資料

平成26年1月9日

(加速化措置)

- 26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ(要望数:1,512)、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
- 引き続き、全国の市区町村に対して職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等へ人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

1. 現在の主な対応状況

- 全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員は約2,060人。
(うち市町村分 約1,420人、うち県分 約640人)(H25.5.14現在)<総務省HPで公表>
※凡例:(H25.2.12現在→)H25.12.1現在
- 総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要請数 (1,490人→)1,441人
(H25年度)<総務省HPで公表>

充足数との差:(805人→)158人

【総務省における被災市町村への支援】

1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

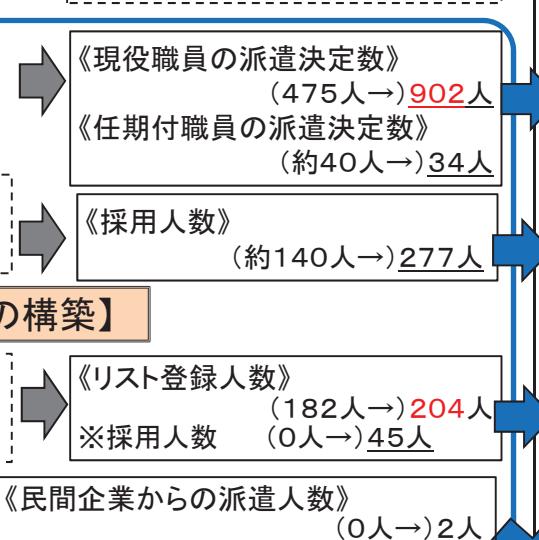
- 2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援
・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言<24.2.24総行公第15号>

3. 全国の市区町村OB職員の活用【OB情報システムの構築】

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築<24.11.30総行公第97号>

4. 民間企業等の人の活用の促進

- ・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備<25.3.1総行公第20号>
- ・経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を通じて民間企業に周知・要請<25.3.8総行公第23号>
- ・H25.8.19日本補償コンサルタント協会と大槌町との間で用地取得に係る委託契約を締結
- ・10月1日大日本住友製薬(株)から石巻市へ2名の従業員を派遣
- ・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員の活用を図るために、各地方公共団体に対して協力を要請。<25.3.27総行公第29・30号>



2. 課題と今後の取組

- 依然として158人の要請があることから、引き続き、人的支援の取組を推進

【1. について】

- ・引き続き、現役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要請

【2. について】

- ・被災自治体が行う任期付職員等の採用について、復興庁と協力して広報を実施
- ・今後、更に100人程度の任期付職員を採用又は採用・派遣予定

【3. について】

- ・被災市町村の採用状況を見ながら、更なる掘り起こしを行う

【4. について】

- ・引き続き、民間企業へ人的支援の周知・要請を行う
- ・現在、総務省で問い合わせを受けている民間企業へ人的支援の働きかけを行う
- ・26年1月1日清水建設(株)から相馬市へ1名の従業員を派遣

(加速化措置)

- 26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ(要望数:1,512)、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
- 引き続き、全国の市区町村に対して職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等へ人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

民間企業等による人的支援の例

総務省におけるこれまでの取組

- 25年3月に民間企業等の人材の活用の促進のための仕組みを整備・公表

- ・民間企業等の協力を得て、民間企業等の従業員の身分をもつたまま、被災自治体の職員として採用できることを周知。
- ・被災自治体が負担する民間企業等からの職員の受入れ経費（給料等）について震災復興特別交付税により全額措置。

- 総務大臣が経済団体・業界団体を訪問し、直接各団体のトップに協力を要請

25年 4月23日 日本経済団体連合会 米倉会長
 5月10日 日本商工会議所 岡村会頭
 5月13日 経済同友会 長谷川代表幹事
 5月27日 日本補償コンサルタント協会 吉田会長
 6月20日 全国建設業協会 淺沼会長
 6月27日 建設コンサルタント協会 大島会長
 7月 9日 全国測量設計業協会連合会 本島会長
 7月22日 日本建設業連合会 中村会長

民間企業・業界団体における支援実績

○民間企業から被災市町村への従業員の派遣

- 大日本住友製薬(株)から石巻市への従業員の派遣
 - ・派遣予定期間 25年10月1日～28年9月30日まで3年間(予定)
 - ・派遣対象者 2名

○清水建設(株)から相馬市への従業員の派遣

- ・派遣予定期間 26年1月1日～26年12月31日まで1年間(予定)
- ・派遣対象者 1名

※26年度からの派遣に向け、経済同友会及び日本建設業連合会の会員企業とマッチングを実施中

○日本補償コンサルタント協会と岩手県大槌町による用地補償事務に係る委託契約

- 概要
 - ・25年8月19日、日本補償コンサルタント協会と大槌町との間で用地取得に係る委託契約を締結
 - ・今回の委託契約は、おおむね5～7名程度の人的支援に相当する効果と認識

- 業務内容
 - 公共用地交渉資料作成、公共用地交渉

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

法務省 説明資料

平成26年1月9日

(加速化措置)

- 財産管理制度の運用状況の自治体への周知
- 円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と関係団体との連携強化

<主な対応状況(フォローアップ)>

- 平成25年3月、最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼。
- 法務省・最高裁事務総局において、申立てやその後の手続に関するQ&Aのモデルを作成して仙台高裁に提供。

[裁判所の取組]

- 仙台、盛岡及び福島の各家裁において、上記モデルを参考にQ&Aを作成し、管内の自治体へ送付。Q&Aは各家裁のHPでも公開。
- 仙台及び盛岡の各家裁において、復興局等と連携し、自治体関係者に対し、財産管理制度の出張勉強会を実施。
- 復興事案に係る自治体申立てについて、不在者の従来の住所地ではない買取対象不動産の所在地の家裁への申立てや買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出をより広く許容するなど柔軟に対応。
- 行方不明者届等の活用による手続の簡素化。

[選任状況等]※平成25年4月1日以降に選任が申し立てられた復興関連のもの(12月12日時点)。各申立てにつき、取下げ及び手続中のものを除く。

- 財産管理人の選任79件(選任された財産管理人の内訳:弁護士18名 司法書士17名 その他4名)
※複数の不在者に同一の財産管理人が選任された事例があるため、財産管理人の選任件数と内訳の合計数とは一致していない。
- 権限外行為の許可20件

<効果の検証>

- 財産管理人候補者の拡大
宮城県:弁護士167名 司法書士94名 岩手県:弁護士63名 司法書士102名 福島県:弁護士69名 司法書士78名
- 手続の迅速化
選任申立てから選任までの期間 1か月程度→1~2週間程度に短縮
権限外行為の許可申立てから許可までの期間 3週間程度→1週間程度に短縮
※申立て時に必要な書類が揃っていることなどが前提

(加速化措置)

- 財産管理制度の運用状況の自治体への周知
- 円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と関係団体との連携強化

※復興に関連して各財産管理制度が活用され、権限外行為の許可がされた例(12月12日時点の直近のもの)

<宮城県内の家庭裁判所の事例>

- 不在者財産管理人 11月12日(選任申立て)→同月19日(選任)
12月 6日(権限外行為の許可申立て・遺産分割)→同月9日(許可)
- 相続財産管理人 8月29日(選任申立て)→9月9日(選任)
11月12日(権限外行為の許可申立て・不動産売買)→同月13日(許可)

<岩手県内の家庭裁判所の事例>

- 不在者財産管理人 10月30日(選任申立て)→11月11日(選任)
11月15日(権限外行為の許可申立て・不動産売買)→同月18日(許可)
- 相続財産管理人 9月27日(選任申立て)→10月4日(選任)
12月 6日(権限外行為の許可申立て・不動産売買)→同月10日(許可)

<福島県内の家庭裁判所の事例>

- 不在者財産管理人 9月 3日(選任申立て)→同月20日(選任)
10月17日(権限外行為の許可申立て・不動産売買)→同月22日(許可)
- 相続財産管理人 5月 2日(選任申立て)→6月13日(選任)
9月25日(権限外行為の許可申立て・不動産売買)→同月26日(許可)

※ いずれも平成25年である。

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

文部科学省 説明資料

平成26年1月9日

(加速化措置の内容)

(1)発掘調査の迅速化 (2)発掘調査体制の充実 (3)発掘調査費用の確保

1. 現在の主な対応状況

(1)発掘調査の迅速化

- 被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援（「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」の開催等）
- 民間組織の活用の促進

(2)発掘調査体制の充実

- 増加する発掘調査ニーズに対応するため、派遣職員の増員を実施
- 平成26年度の職員派遣依頼文書を発出し、派遣先の調整を実施

(3)発掘調査費用の確保

- 「復興交付金」による発掘調査費用を確保（29.4億円（H25.12まで））

2. 効果の検証

(1)発掘調査の迅速化

- 復興事業の工期への影響を回避
- 発掘調査期間を短縮
- 会議の開催により、関係者間の連携と情報共有が進み、迅速化に貢献
- 民間企業の参画が進み、人材と機材の確保が円滑化（6か所で導入実施）

(2)発掘調査体制の充実

- 事業量に応じた必要な人員を確保（発掘調査と派遣職員数の増加）
H24 試掘調査：61件 本調査：14件 派遣職員数：32名
H25 試掘調査：128件 本調査：21件 派遣職員数：70名

(3)発掘調査費用の確保

- 発掘調査の予算不足による発掘調査の遅延事例なし

目的

復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の両立のために、関係者間で情報共有と調整を行い、迅速な埋蔵文化財調査の実施体制及び支援の検討を行う

開催実績

H23.7~H25.12に計18回開催(次回はH26.3予定)
文化庁、岩手県、宮城県、福島県、仙台市で持ち回り開催

開催による効果

- ①文化庁・復興局・県による、市町村に対するフォローアップの実現
 - ・本会議で共有した情報を基に、フォローアップが必要な市町村を三者で訪問
→市町村の要望を受けたきめ細かな対応が可能
- ②関係者間で派遣職員の業務内容及び人数について協議
→被災地の要望に応じた派遣を実現
- ③復興の迅速化に関する国の施策の紹介
 - ・復興交付金の適切な活用、復興に係る諸通知の説明等
→国の施策の情報共有を実現
- ④発掘調査の迅速化のための最新の測量技術の提供
→発掘調査の迅速化に貢献

このほか、職員派遣の円滑な実施のため、以下の会議を文化庁が主催

職員派遣説明会(H24・25年度に各2回実施)

【目的】派遣先と派遣元の自治体が一同に会し、職員派遣の諸条件を協議

派遣専門職員会議(H24・25年度に各2回実施)

【目的】新規派遣職員を対象に、復興事業に伴う発掘調査の現状と課題や迅速化に向けた取組を文化庁及び各県から報告し、情報を共有

メンバー

文化庁

三県一市の文化財担当部局

- 岩手県教育委員会 ○宮城県教育委員会
- 福島県教育委員会 ○仙台市教育委員会
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 福島県文化振興事業団遺跡調査部

三県一市の復興関係部局

復興庁

- 岩手復興局 ○宮城復興局 ○福島復興局

オブザーバー

- 兵庫県教育委員会
- 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所



最新の測量機術の現場説明



派遣専門職員会議の様子

(加速化措置の内容) (1)発掘調査の迅速化 (2)発掘調査体制の充実 (3)発掘調査費用の確保

防災集団移転促進事業（田の浜地区）に伴う発掘調査（岩手県山田町）

- ・発掘対象面積: 約5万3,000m²
- ・伝承や記録で、室町～戦国時代の城・館があったと推定

調査の簡素化・迅速化のための調整の経緯

- H24 山田町が移転開始をH27.4に決定・公表
 H25.3 調査期間を1年半(H25.4～H26.9)と発表。ただし、調査は対象地を四分割して行い、調査を終了した箇所は順次引き渡して事業着工可能
 H25.4 文化庁・山田町・岩手県で、調査の簡素化・迅速化のための協議を実施

取り組んだ簡素化・迅速化の内容

- ・事業計画段階の調整で遺跡の中心地を事業地から除外し、発掘範囲を大幅に縮小
- ・全面的な調査を限定し、調査不要と判断できる場所(=直ちに工事できる場所)の面積を拡大
- ・測量に最新のデジタル技術を導入 ※従来の方法: 5名で3～4か月 → 今回の方法: 2名で10日
- ・発掘調査の専門職員・調査作業員を倍増 ※専門職員4名、調査作業員40名の体制で調査を実施

- **・発掘調査を事業の工期に影響を与えないで実施
 ・発掘調査期間を13か月短縮(18か月→5か月、H25.8終了)**

調査の成果

- ・調査により、縄文・平安・室町の三時代の遺跡がこの地に集中していることが判明
 縄文時代: 住居跡が発見され、谷の奥まった場所に小規模集落が存在した可能性
 平安時代: 製鉄遺跡が発見され、鉄生産が福島県だけでなく三陸沿岸まで伝わっていたことが判明
 室町時代: 山の尾根に平坦な場所が設けられ、館が存在したことが推察
 (※遺跡の中心地は、迅速化のため事前に事業地から除外し未調査)



遺跡の全景



縄文時代の竪穴住居跡 平安時代の製鉄炉

(加速化措置の内容) (1)発掘調査の迅速化 (2)発掘調査体制の充実 (3)発掘調査費用の確保

災害公営住宅の建設に伴う発掘調査（福島県広野町）

- ・発掘対象面積: 約3,800m²
- ・確認調査で奈良時代の遺物が出土したことから、本発掘調査を実施

調査の簡素化・迅速化のための調整の経緯

- H24.9 広野町が、住宅建設の実施設計を行うH24.12~H25.2の間に、確認調査の実施を決定
 H25.2 確認調査の結果、奈良時代の建物跡等が複数発見されたため、H25.4~9に発掘調査の実施を決定
 　・遺跡の中心部分は、現状保存し災害公営住宅の中で遺跡公園として活用するため、最小限の調査に留める
 　・調査は工事と併行して実施することにより、調査による工期の遅延を生じないよう措置



取り組んだ簡素化・迅速化の内容

- ・作業員、重機、必要資材を民間企業に発注し、人材と機材を安定して確保
- ・奈良文化財研究所の支援を受け、測量に最新のデジタル技術を導入
- ・発掘調査の専門職員・調査作業員を増員
 ※専門職員5名（うち派遣職員4名）、作業員50名の体制で調査を実施

- ・発掘調査を事業の工期に影響を与えないで実施
 ・発掘調査期間を3か月短縮（6か月→3か月、H25.7終了）



遺跡の全景



発掘調査の様子



竪穴住居のカマド跡（土器が出土） 出土した土器



(参考) 発掘調査の成果の地域への還元

- 埋蔵文化財は郷土の歴史を知る貴重な財産であり、できるだけ多くの地元の方に発掘調査の成果を伝える取組を実施
- あわせて、発掘調査は復興のための工事と併行して実施しており、「発掘調査のために住宅整備が遅れている」という誤解が生じないよう、地元の方に説明

1. 現地説明会の開催

- 調査成果を地元住民に知ってもらうための現地説明会を積極的に開催
(これまで三県で合計53回開催し、約4,650人が参加)



宮城県中沢遺跡の現地説明会(出土品の説明)

2. 体験学習会の開催

- 子供たちに地域の埋蔵文化財に直接触れてもらい、郷土愛の醸成につなげるために、発掘調査の現場での体験学習を実施



岩手県野田村の中平遺跡での体験学習会

3. 出土品の展示会の開催

- 発掘調査で出土した遺物を展示し、調査の成果を広く発信
 - ◆ 「発掘された日本列島展」(主催:文化庁)
 - ・発掘調査で出土した遺物に国民が実際に触れる機会を設けるために、その年に発掘された遺物の中から特に注目された出土品を展示し、全国を巡回。H7に開始し、H25で19回目
 - ・近年の展示では、復興事業に伴う発掘調査で出土した遺物を展示
 - ◆ 被災自治体や職員派遣を行った自治体でも展示会を開催
(例:職員派遣をきっかけに宮古市の出土品を名古屋市博物館で展示)



「発掘された日本列島展(H25.7)」の展示

(参考) 特別名勝松島における対応

- 厳島や天橋立とともに「日本三景」として、我が国を代表する優秀な景勝地(震災前は年間600万人を超える観光客)
- 二市三町(塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町)が含まれるため、宮城県が「管理団体」として保存と管理の方針を定めている。
- 震災後、住民生活の早期の復旧・復興と、景観の価値の保存の両立(観光客はH23年370万人、H24年490万人にとどまる)のため、2つの取組を推進。

1. 基準緩和(H24.1)

- 宮城県が、二市三町の全ての首長を含む委員会において現状変更の基準緩和を検討。
- 特に重要とされる地区でも、主要な展望地点から見えないよう配慮されれば、建築物の新設を可能とするなどの緩和を決定。



特別名勝松島の景観

2. 国からの権限委譲(H25.4)

- 事務処理の迅速化のため、現状変更に関する文化庁長官の権限の多くを宮城県と二市に委譲。
あわせて、申請書類は許可判断に必要な最小限度でよいことを周知。



- 高台移転造成や各種施設(メガソーラー、仮設コンサートホール等)の設営が、景観を維持しながら可能となっている。
- 権限委譲された案件については、申請から許可までの事務処理期間が短縮(1~1.5か月 → 2~3週間)。
- 引き続き、文化庁・宮城県でも、二市三町の要望を聞きながら、きめ細かく対応していく。

(参考) 特別名勝松島の震災復興に伴う主な現状変更



住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

農林水産省 説明資料

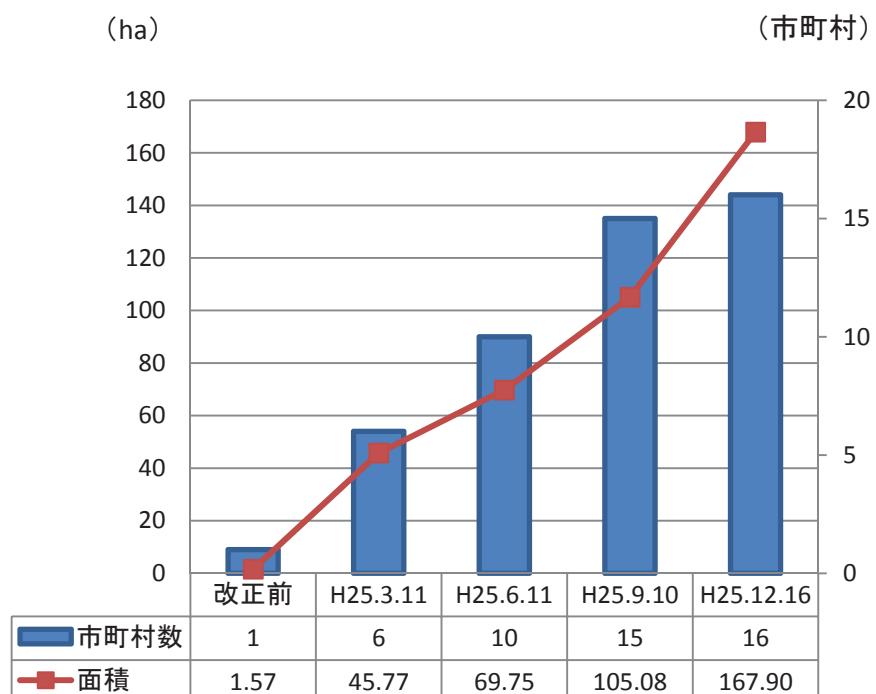
平成26年1月9日

- ・東日本大震災の被災市町村が、集団移転促進事業を進めるために移転元の農地を買う場合、従来は農地として復旧するか、転用するかといった土地利用計画を明示して農地法の許可を受けることが必要であった。
- ・地元からの要請を受けて昨年2月4日に省令改正を行い、市町村は農地法の許可なく農地を買い取ることができるよう措置。平成25年12月16日現在で3県16市町において農地の買取が進んでいる状況。

省令改正前後における移転元農地の市町村別
買取状況(契約ベース)

県名	市町村名	改正前	H25.3.11	H25.6.11	H25.9.10	H25.12.16
福島県	いわき市	-	-	-	1.10	2.60
	相馬市	-	-	1.47	16.40	27.50
	南相馬市	1.57	1.57	1.57	1.57	33.18
	新地町	-	11.10	13.00	13.60	14.70
宮城県	仙台市	-	1.10	3.81	7.00	7.67
	名取市	-	-	-	3.39	4.34
	岩沼市	-	25.50	35.70	38.00	41.30
	東松島市	-	5.80	9.56	9.56	17.78
	亘理町	-	0.70	3.50	3.50	3.60
	七ヶ浜町	-	-	-	1.15	1.51
	女川町	-	-	0.03	0.03	0.03
岩手県	宮古市	-	-	-	0.78	2.32
	陸前高田市	-	-	-	6.70	7.60
	釜石市	-	-	-	-	0.15
	大槌町	-	-	0.82	1.70	2.67
	山田町	-	-	0.29	0.60	0.95
計		1.57	45.77	69.75	105.08	167.90

集団移転促進事業に係る移転元地の買取実績



※数字は各時点での合計

(加速化措置)

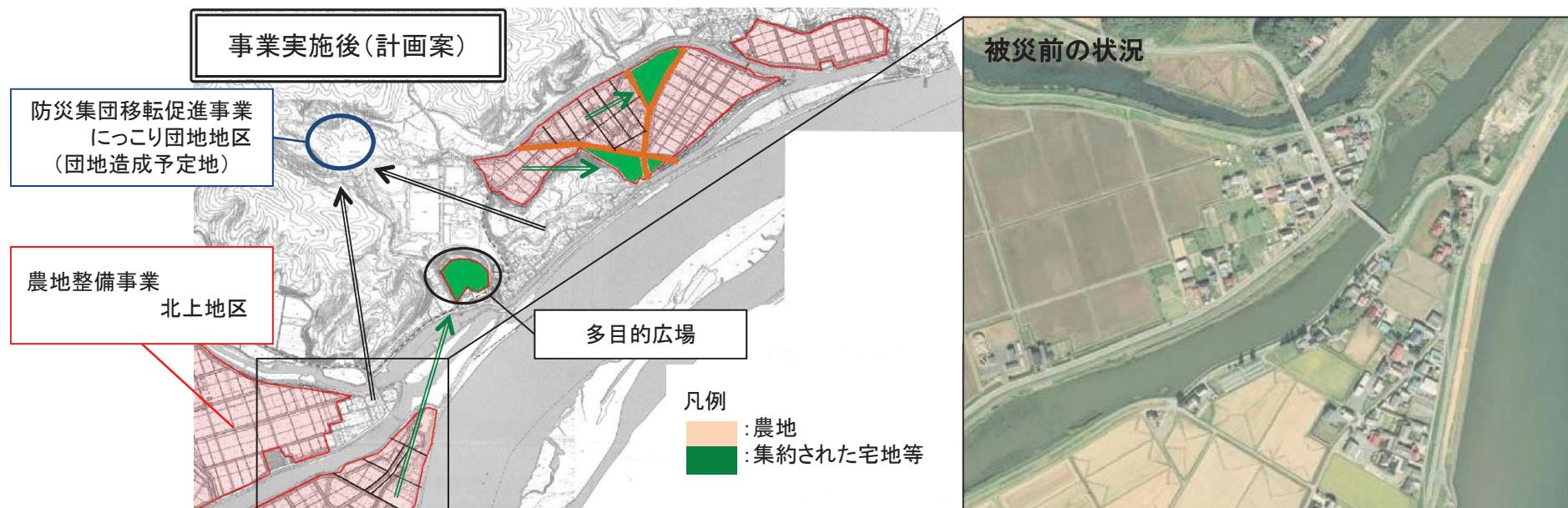
- 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用

<主な対応状況(フォローアップ)>

- 担当者会議等(参考範囲:県、市町村等)の場において、農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携の活用を周知。
- 農業農村整備事業によって、移転跡地を含め農地を復旧、大区画化すると同時に、農地に囲まれた移転跡地の集約を13市町で計画。実施中の2地区に加え、南三陸町の南三陸地区(西戸川工区)で新たに工事に着手。(12月時点)

<効果の検証(石巻市の例)>

- 石巻市の北上地区では、農業農村整備事業により移転跡地の集約化を図り、移転先の造成団地の住民が利用する多目的広場を計画するなど、効率的な土地利用の実現に向け農地整備を推進。
- また、造成団地から発生する残土を農地整備に活用することにより、双方の事業費の縮減に寄与。



<主な対応状況(フォローアップ)>

- 漁業集落防災機能強化事業では、防災集団移転促進事業による住宅の高台移転跡地を中心に、90地区において、高台移転跡地を利用した水産関係用地等の整備に向けた調査・設計を実施中。住宅移転・用地取得等の条件が整った地区から順次整備に着手。
- なお、20市町村の128地区に復興交付金を配分済み(第7回配分(H25.11交付可能額通知)まで)。また、実施中の事業に加え、更に数十地区で、低地部の整備を想定し各市町村が地元住民・漁業者と協議中。計約200地区で事業実施見込み。

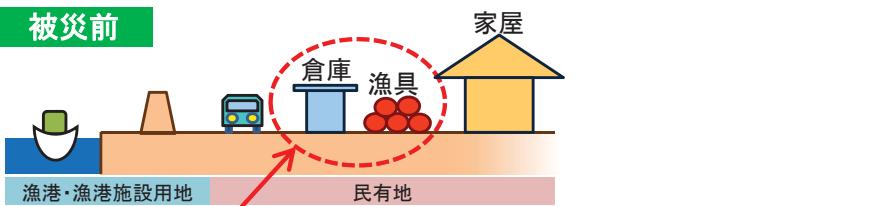
<効果の検証>

- 防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地を活用しつつ、沿岸部集落の主産業である漁業の継続及び防災安全性を高める地域づくりに資する事業として、地元住民及び漁業者との合意形成が進捗。

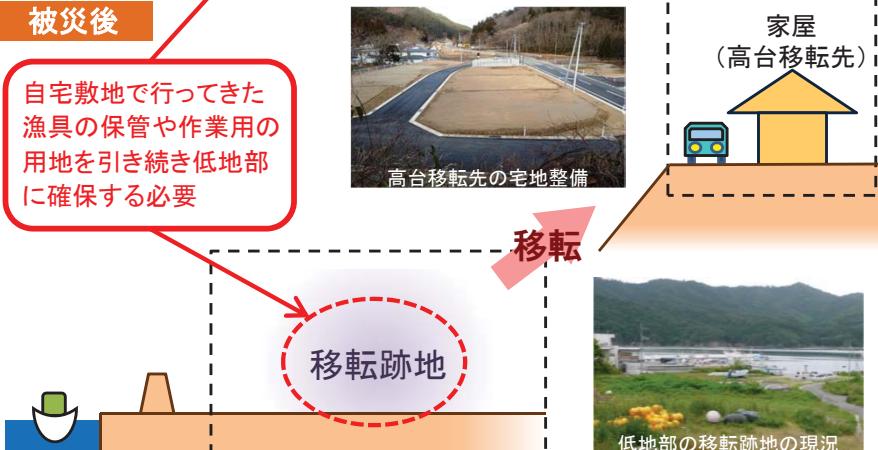
課題

- ・住宅の高台移転に合わせ、漁具の保管や作業用の用地を低地部に確保する必要がある。

被災前

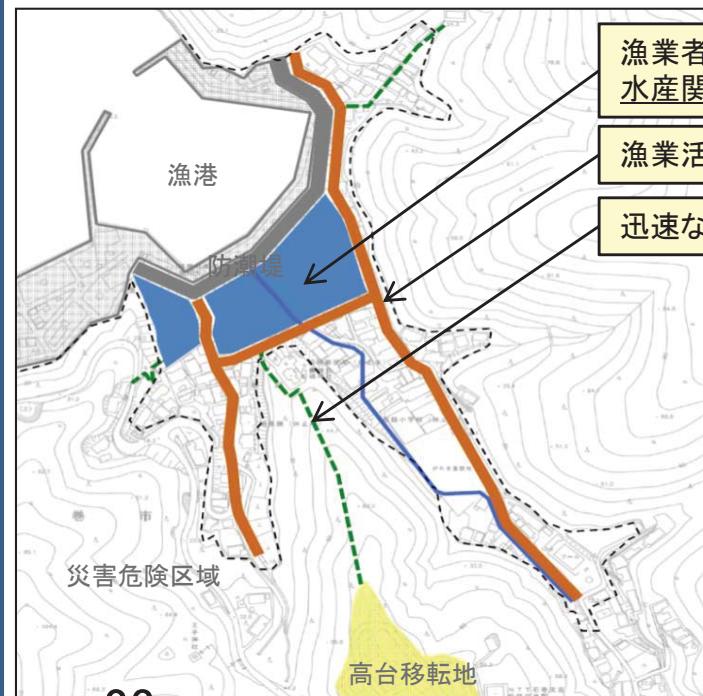


被災後



漁業集落防災機能強化事業による整備

- ・必要な水産関係用地を漁港背後の低地部(移転跡地)に整備
- ・併せて集落道や災害時の避難路等を整備



漁業者数や漁業形態に応じた所要規模の水産関係用地(共同利用を想定)の整備

漁業活動等に必要な集落道の整備

迅速な避難が可能な避難路の整備

水産関係用地における施設整備イメージ



※施設の整備は他事業で実施

資料 3

(つづき)

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース
(第6回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ、効果の検証

国土交通省 説明資料

平成26年1月9日

これまでの復興まちづくりの加速化措置と実績

1. これまで実施した主な加速化措置と実績等について

○事業計画の軽微な変更の範囲を拡大(防災集団移転促進事業)

- ・土地取得困難地がある場合等に、事業計画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知(H25.3.27)
- ・事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇に伴う事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を通知(H25.9.26)

実績：移転先用地の区域変更 226件(うち届け出によるもの116件) (H25.11月末時点)

○不明地権者の調査における司法書士等の活用等(防災集団移転促進事業)

- ・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(H25.4.3)

実績：司法書士、補償コンサルタント等への委託 21市町村(うち不明地権者調査に係る委託 3市町村)

※防災集団移転促進事業を実施している25市町村における実績(H25.11月末時点)

○起工承諾、公示送達の適切な運用(土地区画整理事業)

- ・起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(H25.3.11)

実績：起工承諾 34地区 (H25.11月末時点)

2. その他の加速化措置等について

○現地における「復興まちづくり事業に関する打合せ」の開催

- ・県・市町村と国土交通省(技術審議官を中心として各事業担当課長等が出席)・復興庁とで、防災集団移転促進事業・土地区画整理事業・津波復興拠点整理事業の実施地区について、現地の進捗状況・課題等について意見交換し、国として必要な技術的助言等を行うことにより、事業の円滑な推進を支援。

○取組事例の公表等(土地区画整理事業)

- ・法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。また、取組事例を公表・周知する予定。

○ガイダンスの明確化(防災集団移転促進事業)

- ・土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を通知。(H25.9.26)

など

防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業の進捗状況（H25.11末時点）

- 事業着手の前提となる法定手続きが済んだのは、防災集団移転促進事業(大臣同意)が全333地区(100%)、土地区画整理事業の都市計画決定が全51地区(100%)、事業化が48地区(94%)となっている。
- 工事に着手済みの地区は、防災集団移転促進事業が215地区(65%)、土地区画整理事業が33地区(65%)となっている。

【被災3県の状況】

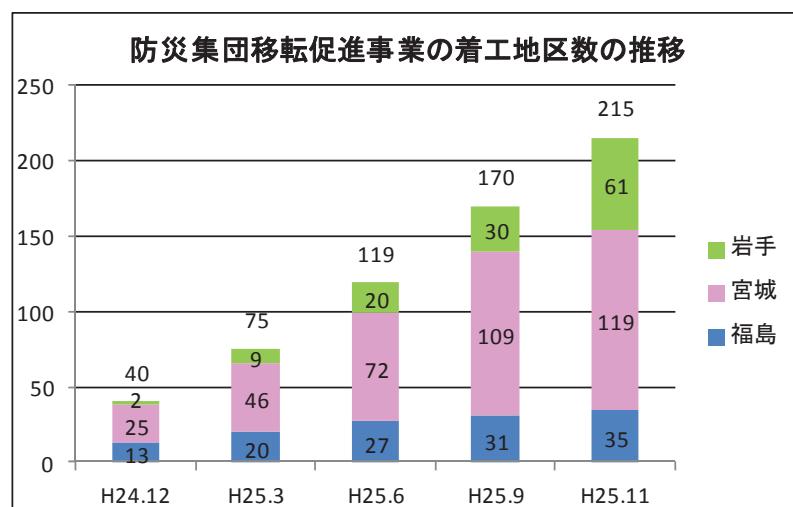
	想定	法定手続き済	工事着手済 ^{注4)}
防災集団移転促進事業	333地区 ^{注1)}	大臣同意 333地区(100%) ^{注2)}	215地区(65%)
土地区画整理事業	51地区 ^{注1)}	都市計画決定 51地区(100%) 事業化 ^{注3)} 48地区(94%)	33地区(65%)

注1)住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数

注2)このほか、茨城県北茨城市的2地区において大臣同意済み

注3)事業認可済の地区、事業認可手続き中(事業計画の縦覧開始後)の地区、緊急防災空地整備事業着手済みの地区を計上。

注4)工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数



造成工事進捗状況の例

防災集団移転促進事業【岩沼市玉浦西地区】



民間住宅等用宅地:全158戸

・平成25年12月
造成工事一部完了予定
(35戸)

・平成26年3月
造成工事全完了予定
(123戸)

(加速化措置)

- 防災集団移転促進事業における土地取得困難地での事業計画変更手続きの簡素化及び周知

主な対応状況(フォローアップ)

- 「直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体に通知。(H25.3.27)
- 補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うこと可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を地方公共団体に通知。(H25.9.26)

効 果

- 住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となり、事業の円滑化を促進
- 事業計画変更手続きに要する手間と時間を削減

実 績

移転先用地の区域変更実績
(H25.11月末時点累計件数)

県名	変更件数	うち届出によるもの
岩手県	58	23
宮城県	132	73
福島県	36	20
合計	226	116

事 例

<区域変更により事業の加速化を図った事例>

東松島市矢本西地区

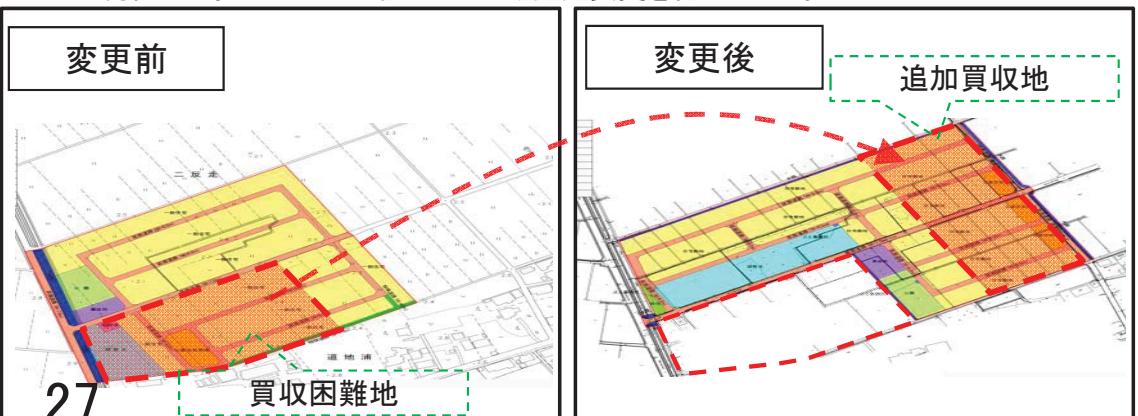
・計画戸数 127戸

・事業期間 H24～H28年度

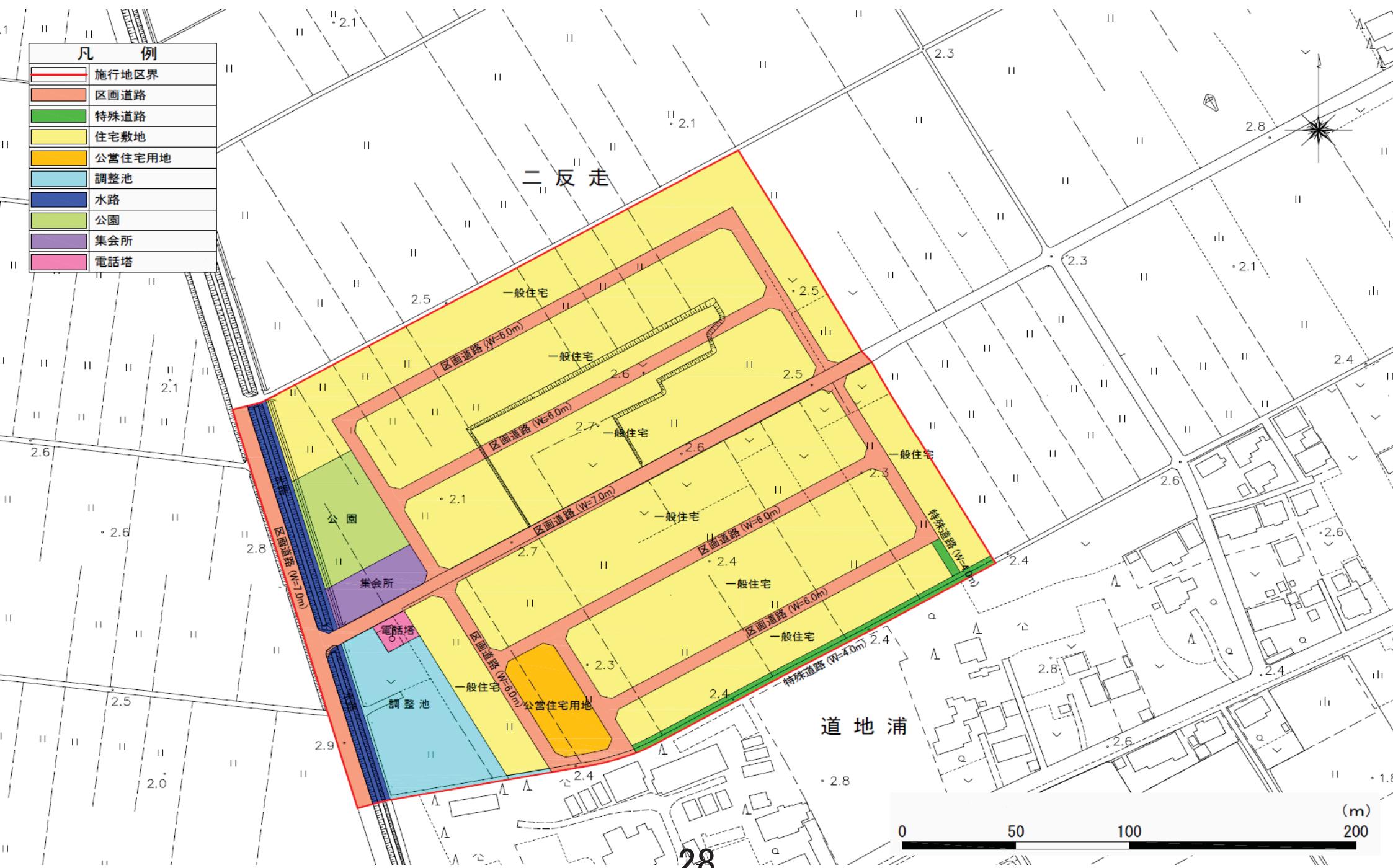
→ 住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで事業を加速化

H25.1月に工事着手、H26.6月に工事完了予定

※本地区は通知前に大臣同意を得て計画を変更しているが、現在では多くの地区が届け出により計画変更を行っている。



(参考) 東松島市防災集団移転促進事業 矢本西団地 土地利用計画図(変更前)



(参考) 東松島市防災集団移転促進事業 矢本西団地 土地利用計画図(変更後)

凡 例	
	施行地区界
	区画道路
	住宅敷地
	公営住宅用地
	調整池
	水路
	公園
	緑地
	集会所
	ゴミ集積所



(加速化措置)

- 不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知

主な対応状況(フォローアップ)

- 不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点から適切な入札契約方式について通知(H25.4.3)

効 果

- 用地取得に関する業務を外部に委託することにより、自治体のマンパワー不足を軽減。
- 特に、相続人多数の場合は、権利調査などに時間を要することから、外部委託することにより、効率的な事業進捗が可能となる。

実 績

用地取得関係業務における補償コンサルタント等の活用状況について

県名	補償コンサルタント等に委託した市町村数	うち所有者不明土地に関する委託
岩手県	7	2
宮城県	10	0
福島県	4	1
合計	21	3

事 例

～補償コンサルタント等を活用した具体的な事例～

○野田村

- ・土地開発公社に用地取得に係る補償調査、測量等の業務を委託。
 - 契約時期:H25年3月
 - 移転先用地取得率の推移:H25.3末(0%)→H25.11末(100%)

○陸前高田市

- ・補償コンサルタントに、家屋調査、立木調査、権利調査、測量等の業務を委託
 - 契約時期:H24年8月
 - 移転先用地取得率の推移:H25.3末(9%)→H25.11末(80%)

○石巻市

- ・補償コンサルタントに、補償調査、測量等の業務を委託。
 - 契約時期:H24年度下半期からH25年度上半期にかけ数本に分けて契約
 - 移転先用地取得率の推移:H25.3末(7%)→H25.11末(65%)

○南三陸町

- ・補償コンサルタントに土地評価算定業務、物件調査等の業務を委託。建設コンサルタントに地積測量図作成、立木補償業務を委託。
 - 契約時期:H24年度下半期からH25年度上半期にかけ数本に分けて契約
 - 移転先用地取得率の推移:H25.3末(6%)→H25.11末(69%)

(加速化措置)

- 復興事業の早期事業認定申請(3年8割を待たずに収用手続に移行、任意買収と並行して収用手続を進める)
- 土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化
- 事業認定手続における審査期間の短縮(3か月→2か月以内)
- 収用裁決手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有や不明裁決手続の明確化 等

主な対応状況(フォローアップ)

岩手県釜石市の防潮堤事業(モデル事業)において、各手続における具体的な加速化を推進。

(事業認定申請前の準備段階)

- 復興事業の早期事業認定申請

用地幅杭打設前から申請書の作成に着手し、約4ヶ月で申請書類が概成(県は申請準備に1~2年要すると懸念していた)

- 説明会の開催方法の効率化

土地収用法上の事前説明会を用地説明会と兼ねて開催し、当初の予定より3ヶ月前倒し

(事業認定手続)

- 審査期間の短縮(3ヶ月→2か月)

復興事業としての公益性を考慮して審査とともに、約50日で告示

(収用裁決手続)

- 収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有

全国の収用委員会の裁決手続の運用状況調査を実施し、裁決手続における論点や対策等についてとりまとめ、東北地方の収用委員会の連絡協議会(9/5)等の場において共有し、また、全国の緊急使用の活用事例を被災各県に提供し、各収用委員会における裁決手続の迅速化に向けた取組を支援。

- 所有者不明等の場合における不明裁決手続を明確化

今後の裁決手続での活用に向けた県と国の関係者間での協議(10/29)等を踏まえ、所有者不明の共有地について12/18に県は裁決を申請。

効果の検証

モデル事業の加速化により得られた知見を活用し、他の類似事業等での収用手続を加速化。

- 岩手県宮古市の金浜地区海岸の防潮堤事業について、モデル事業で得られた加速化策を活用

- ・モデル事業の事業認定申請書のフォーマットを活用し、申請書の作成期間を大幅に短縮し、およそ1ヶ月で概成。

- ・説明会の開催方法の効率化(10/23に事業計画説明会と同日に開催)。

- ・10/31に東北地方整備局に事業認定申請を行い、12/24に告示(55日で告示)

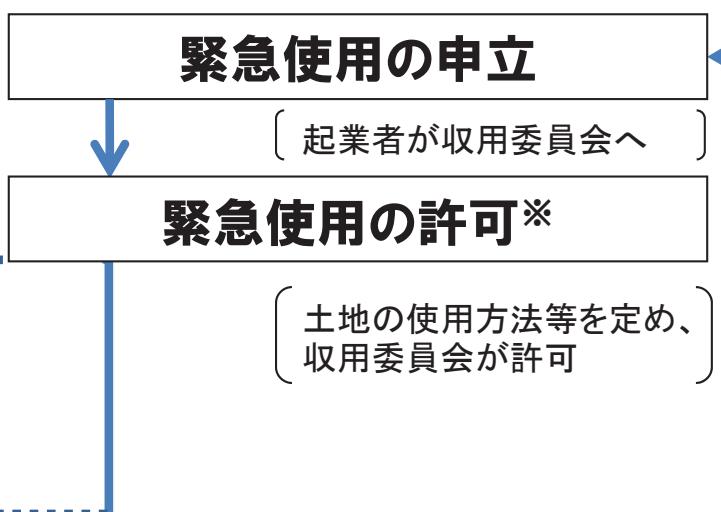
- 宮城県においては、今後、気仙沼市の防潮堤事業をモデル事業として進めていくこととし、12/18に事前説明会を開催。

- また、被災地において、上記の他1件の事業認定申請があり、12/24に告示をしたところであり、今後、さらなる収用手続の活用事業について各县において検討中。

123条に基づく手続

緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用(緊急使用)

明渡裁決が遅延することによって事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼすおそれがあるときに土地を使用できるもの。



6ヶ月

通常の手続

事業認定申請 法18条

〔起業者が国・都道府県の場合は国土交通大臣へ
起業者が市町村の場合は都道府県知事へ〕

事業認定告示 法26条

収用裁決申請 法39条

〔起業者が収用委員会へ〕

収用裁決 法48・49条

(都道府県の収用委員会)

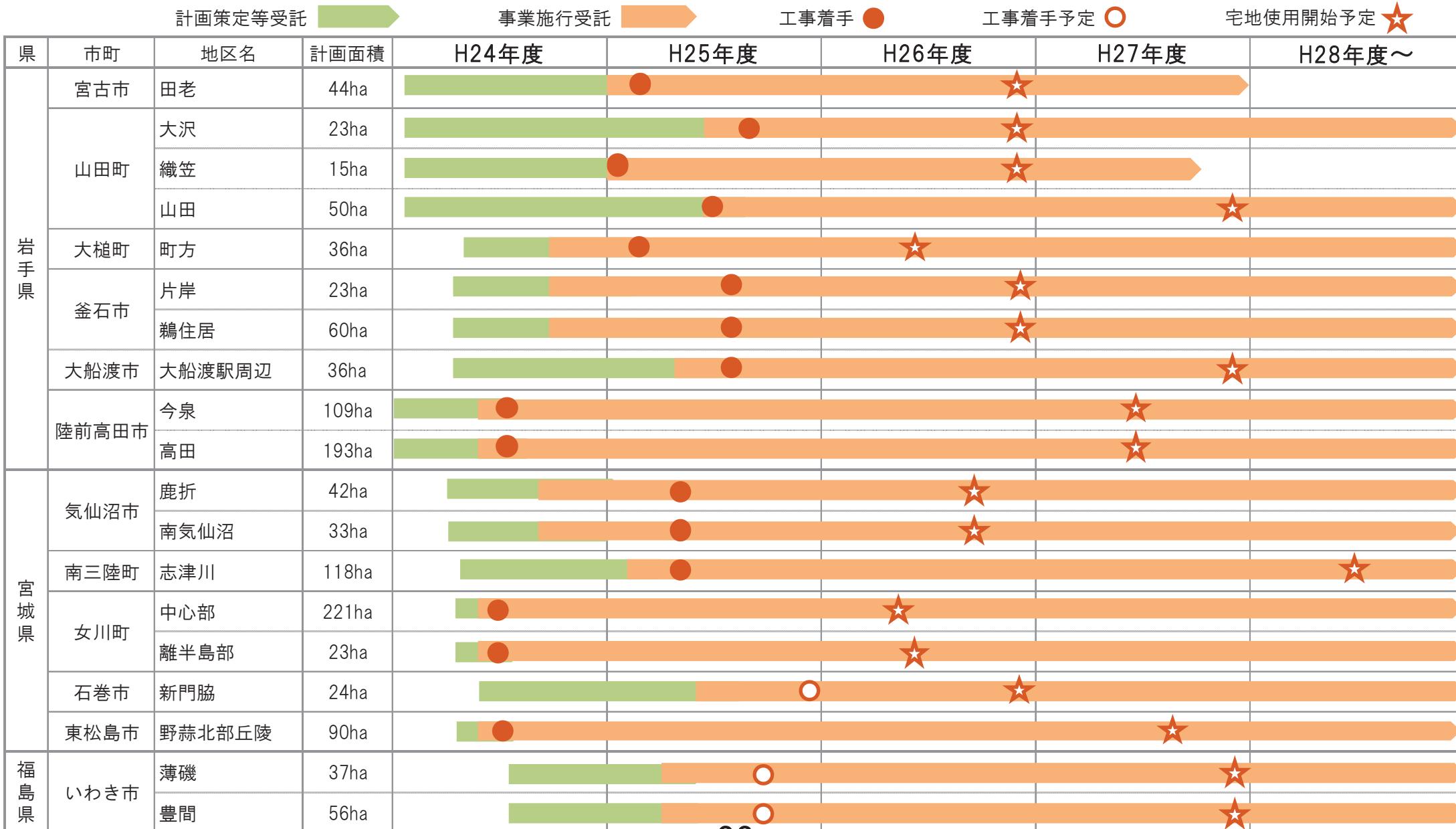
法95条・97条・101条・102条

**補償金の支払い、
権利取得・明渡し**



(加速化措置)○複数地区的設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入

URによるCM方式(アットリスク型)を活用した復興市街地整備事業支援地区の進捗状況(平成25年11月1日時点)



(加速化措置)○複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入

コンストラクション・マネジメント(CM)方式により、最大1年半の工期短縮(東松島市野蒜地区の事例)

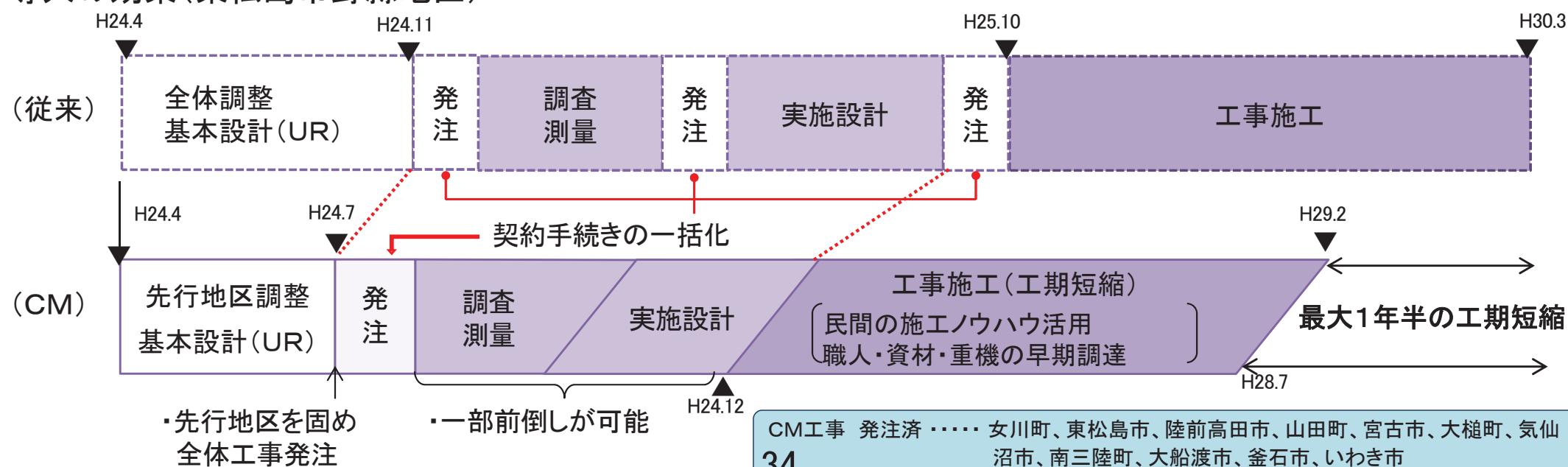
段階的大規模工事の課題
(事業遅延の要因)

- ① 全体工事量が決まらない
(段階発注、受注者リスク)
- ② 職人・資材・重機の確保難
- ③ 大規模土工事の輻輳
- ④ 地元参入

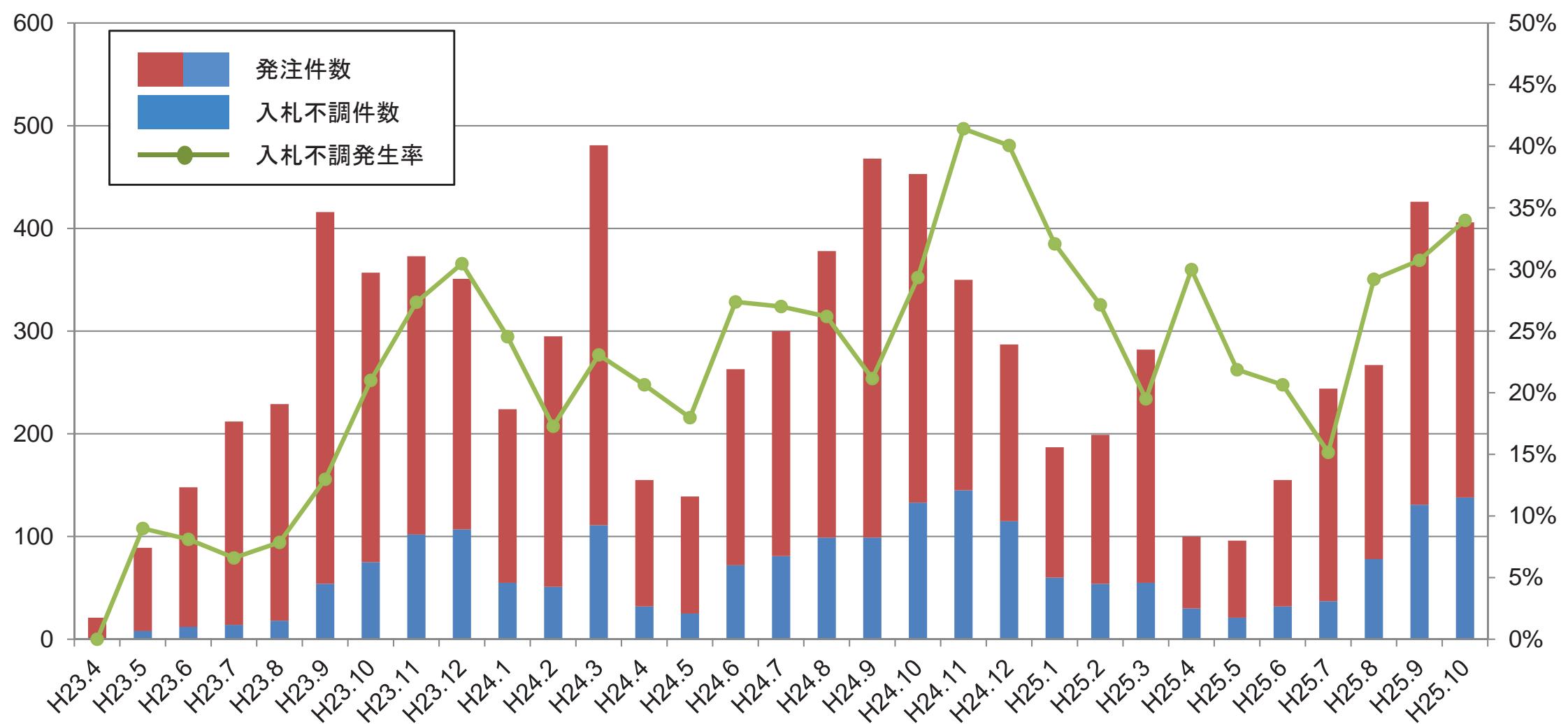
CM方式：段階的な工事を大括りし、設計・施工・マネジメントをまとめて発注

- ① 大括り化により、契約手続きの簡素化・期間短縮
コスト&フィー方式で資材高騰等の受注者リスク軽減
- ② 全国から職人・資材・重機を早期確保(関東・関西等)
- ③ 民間ノウハウ活用による工期短縮(大量土砂搬出)
- ④ オープンブック方式により、透明性と地元参入確保

◎導入の効果(東松島市野蒜地区)



被災地(被災三県+仙台市)の発注工事(土木一式工事)における入札不調の状況



	平成23年度計			平成24年度計			平成25年4月			平成25年5月			平成25年6月			平成25年7月			平成25年8月			平成25年9月			平成25年10月			平成25年11月		
	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率																					
岩手県	765	80	10%	891	127	14%	23	6	26%	17	1	6%	58	7	12%	43	5	12%	74	11	15%	120	25	21%	86	32	37%	80	32	40%
宮城県	505	139	28%	674	250	37%	11	1	9%	29	7	24%	22	6	27%	62	10	16%	54	16	30%	84	29	35%	83	31	37%	57	31	54%
福島県	1,547	214	14%	1,411	351	25%	31	12	39%	31	9	29%	62	15	24%	99	12	12%	100	30	30%	167	44	26%	178	49	28%	-	-	-
仙台市	379	174	46%	485	242	50%	35	11	31%	19	4	21%	13	4	31%	40	10	25%	39	21	54%	55	33	60%	59	26	44%	45	27	60%
合計	3,196	607	19%	3,461	970	28%	100	30	30%	96	21	22%	155	32	21%	244	37	15%	267	78	29%	426	131	31%	406	138	34%	182	90	49%

(加速化措置)

- 発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有
⇒「建設資材対策東北地方連絡会」に「災害公営住宅専門部会」を新たに設置

現在の主な状況(フォローアップ)

【災害公営住宅専門部会（災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会）の開催】

- 平成25年9月6日に、被災3県の発注機関（行政）・受注者（建設業者団体）・関係機関が集まり、専門部会を開催し、災害公営住宅に係る建築資材の需給見通しや課題・問題点と対応状況等について意見交換を実施。
- これを受け、住宅の復興関係の下記の会議等を活用し、各県ごとに、発注機関・受注者間で情報共有・意見交換をきめ細かく実施。
 - ◆発注機関（行政）・受注者（建設業者団体）等による会議開催
 - 岩手県：建設業者団体等との意見交換会（9月）
 - 宮城県：みやぎ復興住宅整備推進会議・建設業者団体等との意見交換会（11月）
 - 福島県：福島県地域型復興住宅推進会議（9月）
- 専門部会における指摘を受け、東北地方整備局から生コンの供給者側に、住宅整備事業における優先供給を要請。

(参考)災害公営住宅専門部会(災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会)

メンバー

発注機関

- 岩手県 県土整備部
- 宮城県 土木部
- 福島県 土木部
- 仙台市 都市整備局

建設業者団体

- 東北建設業協会連合会
- (一社)日本建設業連合会 東北支部

関係機関

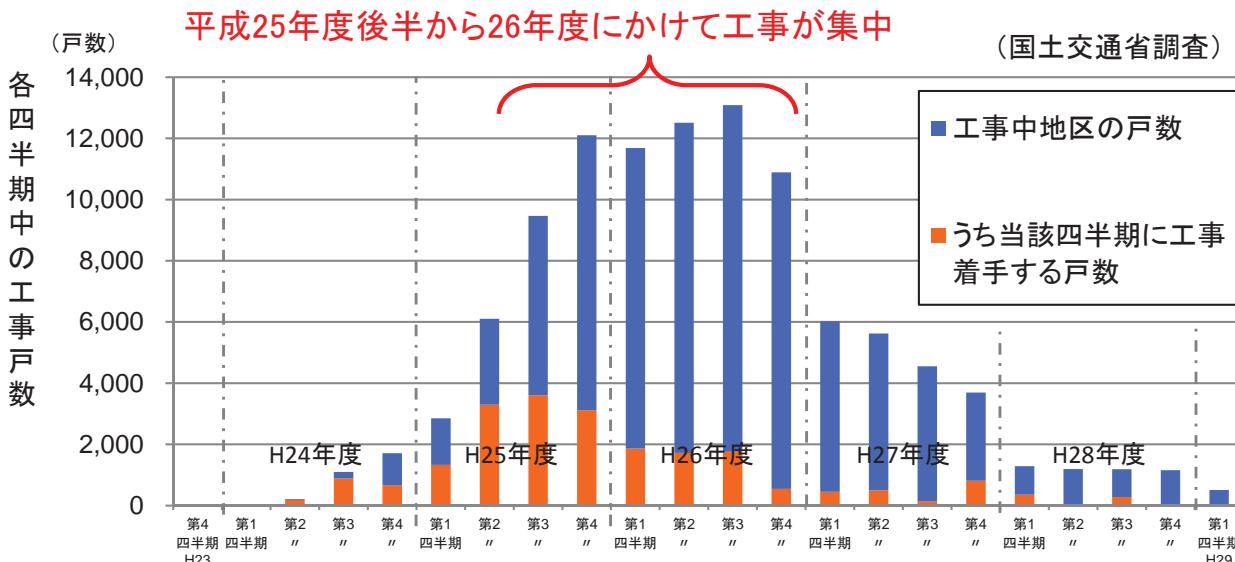
- (一社)住宅生産団体連合会
- 岩手県地域型復興住宅推進協議会
- 宮城県地域型復興住宅推進協議会
- 福島県地域型復興住宅推進協議会
- (独)都市再生機構 ○ 東北地方整備局 建政部

オブザーバー

- 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
- 国土交通省 住宅生産課
- 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
- 国土交通省 東北地方整備局 企画部、營繕部
(事務局:東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課)

国土交通省からの提供資料

○被災3県における災害公営住宅の工事実施の見通し(平成25年8月31日時点)



専門部会における主な意見 等

- 建設業者団体等からの主な意見
 - ・資材では特に生コンの供給がひっ迫している。
 - ・専任の主任技術者の兼務の範囲や距離要件を緩和してほしい。
- 発注に係るこれまでの主な取組み
 - ・RC造で、生コンや現場の職人人数を削減できるプレキャスト工法等を採用。
 - ・単価改訂の頻度増など、予定価格を的確に設定。

(加速化措置)

- 都市再生機構(UR)の活用等

主な対応状況(フォローアップ)

OURは20の被災市町村と協定等を締結し、当該市町村からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業(24地区)並びに災害公営住宅の整備(要請戸数:2,969戸)を推進。

○このため、事業の本格化に併せて、現地復興支援体制を平成25年4月より303名とし、さらに平成26年1月1日現在では329名体制に強化。

【UR職員の被災地への派遣状況(平成25年4月~)】

(各月1日時点の人数 単位:人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
303	311	311	315	314	316	320	325	325	329

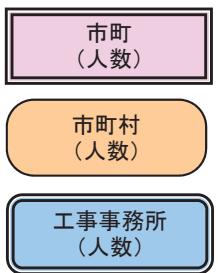
効果の検証

○災害公営住宅の整備及び譲渡について、15市町から2,969戸の建設要請を受け、1,149戸で工事着手済。(うち完成134戸。)

(参考)都市再生機構の現地復興支援体制 (平成26.1.1現在)

○個別地区の事業推進 [159名]

- ・現地（12市町）に復興支援事務所を設置・・・・
(面整備事業、住宅計画を実施)
- ・コーディネート業務を受託し専任職員を配置・・・・
- ・復興住宅工事事務所（2事務所）を設置・・・・
(住宅工事監理を実施)



○地方公共団体への職員派遣 [5名]

- 派遣要望のあった1県2市1町に職員を派遣・・・・



○震災復興支援局 [165名]

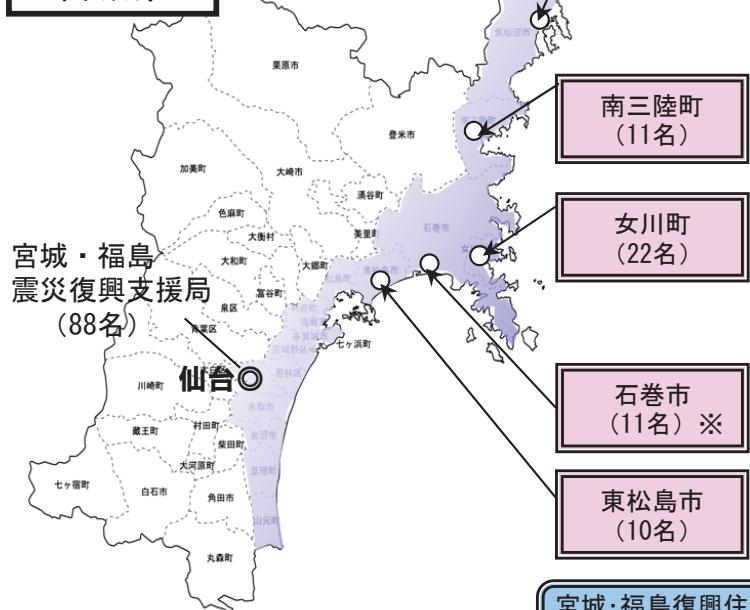
復興支援事務所と共に災害公営住宅の整備・面整備事業を推進

- ・岩手震災復興支援局（盛岡） [77名]
- ・宮城・福島震災復興支援局（仙台） [88名]

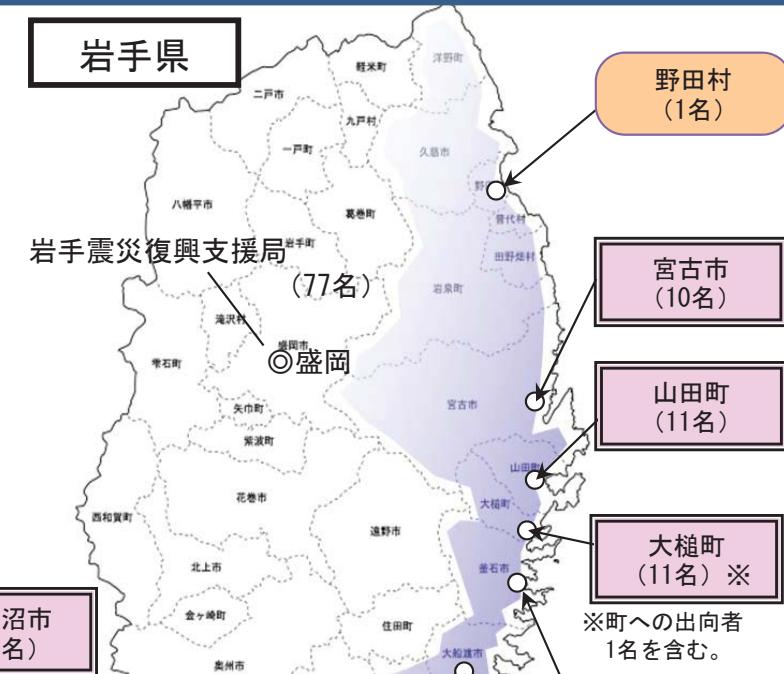
合計 329名



宮城県



いわき市
(10名)



(加速化措置)

○都市再生機構(UR)の活用等

- 15市町から2,969戸の建設要請を受け、1,149戸で工事着手済。(うち完成 134戸)
- 地域の防災拠点整備、高齢者・子育て層の安心居住、地元企業・産材の活用等に配慮

①地元産木材を活用した災害公営住宅 (大槌町大ヶ口地区) 平成25年8月完成済

○コミュニティを育む配置計画

- ・地区内を横断する東西方向の通路
- ・既存の市街地との接点に集会所、コミュニティ広場を設置

○地域のシンボルとしての景観形成

- ・周囲との調和を図る低層住棟

○地元産材、地元事業者の活用

- ・地元産材を活用した木のぬくもりを感じられる和風住宅
(木材の6割は大槌町産材)
- ・設計、工事(一部)で県内、町内の事業者を活用

地域地区 : 第一種低層住居専用地域 敷地面積 : 約1.2ha

構造階数 : 木造長屋 1~2階建

戸数 : 70戸 (1DK:27戸、2DK:17戸※、3DK:20戸、4DK:6戸)
※車椅子対応住戸4戸を含む

スケジュール : 平成25年1月 着工
平成25年8月 竣工、入居開始



(地区全景)

(位置図)



地図使用承認©昭文社第53G125号



(町長から入居者代表への鍵引渡)



(集会所(左側)、住棟(右側)と広場)



(加速化措置)

○都市再生機構(UR)の活用等

②地域の防災・福祉拠点となる災害公営住宅（多賀城市桜木地区）工事中・平成26年度完成予定

津波避難機能を含む複合施設

- ・津波浸水地であり、H23.3.11の津波高さが約2mであったことから、住宅及び保育所を2階以上に配置
- ・また、屋上に避難スペースを設けるなど、地域の一時避難場所として機能する施設を整備
- ・雨水貯留槽を活用した浸水対策
- ・福祉施設の充実：高齢者生活相談所

(整備イメージ)



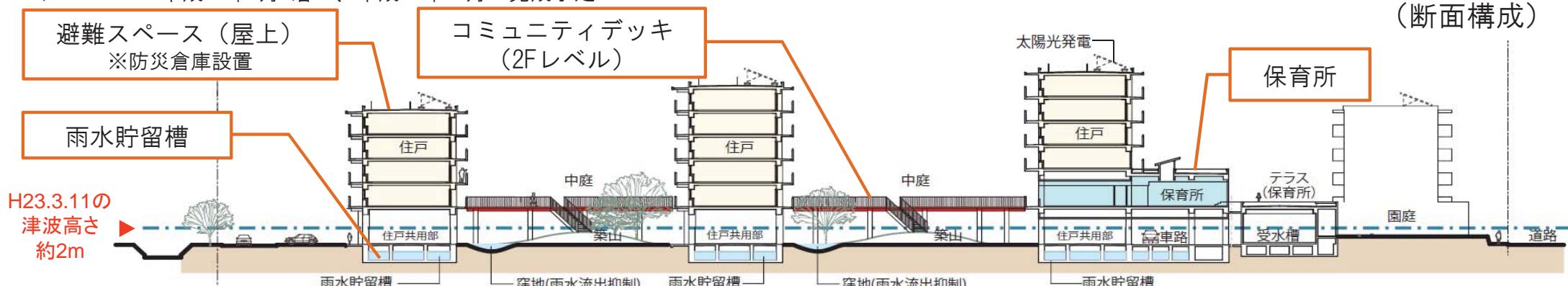
地域地区：第一種住居地域

敷地面積：約1.7ha

構造階数：RC造 4~6階建

戸数：160戸 (1LDK~3LDK)

スケジュール：平成25年6月 着工、平成26年10月 完成予定



③災害公営住宅整備スピードアップの取組み

- ・設計・施工一括方式の採用
- ・市場価格を十分調査した発注
- ・土地区画整理事業予定地内の宅地を、地主の了解を得て先行して嵩上げし、住宅着工
下和野地区(陸前高田市)で完成時期を1年前倒し

(加速化措置)

○被災3県における標準建設費の見直し

(災害公営住宅に係る被災3県における主体附帯工事費の引上げ・特別加算の枠の追加)

現在の主な状況(フォローアップ)

(標準建設費の見直し)

○被災地の工事費上昇に対応し、9月1日以降、災害公営住宅整備事業等において、

- ・主体附帯工事費（建築主体の工事費）の上限を15%引き上げる

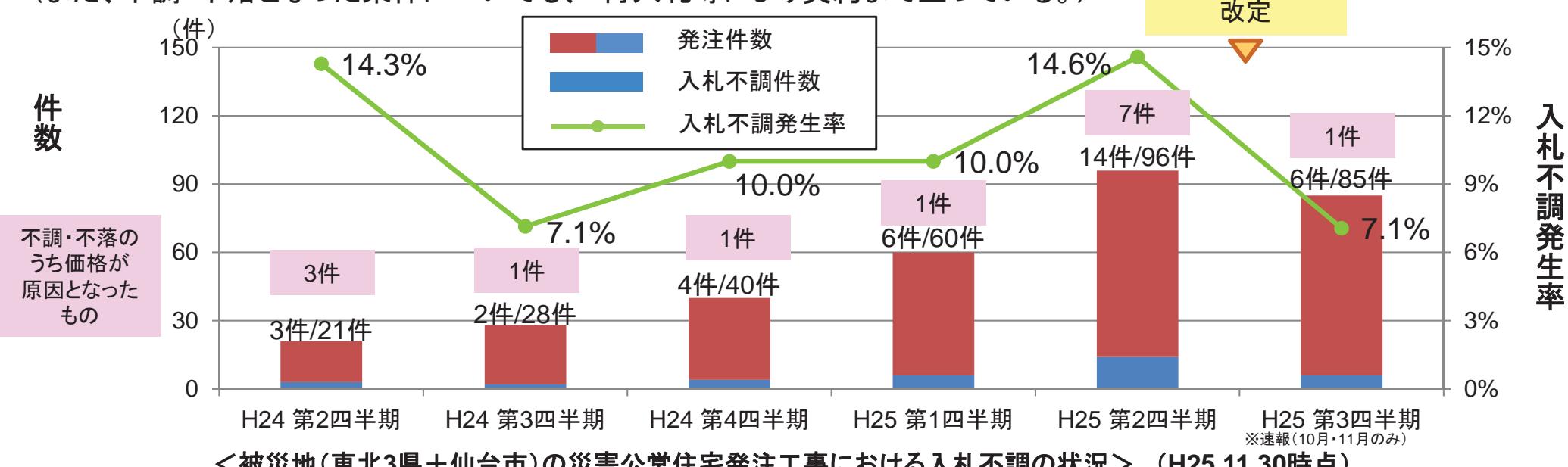
- ・工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の枠を設ける

といった措置を実施。

効果の検証

○災害公営住宅の発注における入札不調発生率は低く抑えられている。

(また、不調・不落となった案件についても、再入札等により契約まで至っている。)



(参考)公営住宅整備に係る標準建設費(補助限度額)について

標準建設費とは

公営住宅の補助対象費用の限度額は、標準的な住宅を基本とし、特別な工事については加算することにより算出。

▶ 標準建設費は、住宅の立地条件・構造・階数に応じ、毎年度の価格変動を反映して国土交通大臣が定める。

▶ 特別な工事を行うなど通常よりも費用を要する場合は、その工事内容に対して、一定額の加算を措置。

標準建設費



立地条件・構造・階数等により
決定される金額
(主体附帯工事費)



特例加算

被災地における標準建設費の見直し

【立地条件】仙台市（多雪寒冷地域）【構造】中層耐火構造・片廊下型 【階数】3階建

従前

主体附帯
工事費

1,434
万円/戸

269.5万円

特例加算

躯体工事費等の
単価上昇分
太陽光発電
設備工事等

標準建設費

最大
1703.5
万円/戸

見直し後

主体附帯
工事費

1,434
万円/戸

215万円

躯体工事費
等の
単価上昇分

269.5万円

特例加算

追加の性能
向上等に対応
太陽光発電
設備工事等

269.5万円

特例加算

標準建設費

最大
2,188
万円/戸

※9月1日
施行

(現在の工事費上昇に対応した
15%分の嵩上げ)

(その他特殊事情による
工事費上昇等に対応)

(参考)災害公営住宅の供給円滑化に向けたさらなる取組み(予定)

平成26年度に災害公営住宅の建設工事がピークを迎えるにあたり、資材・労務の逼迫、建設工事費の高騰等に起因する工事の遅延が懸念されるところ。供給円滑化に向け、さらなる取組みを支援するため、以下のような事項について、市町村等が活用できるデータとして整理し、情報提供を図る予定。

1. 工期短縮のための工法選択等

【工法等の種類】

- ＜躯体＞・RC造以外の工法（鉄骨造・木造など）の活用
- ・PC（プレキャストコンクリート）の活用
- ＜内装＞・パネル化工法の活用

【提供する情報の内容】

- ・工法ごとの標準的な工期（短縮）
- ・工法ごとの工事費（標準建設費における特例加算の活用）
- ・工法の採用に当たっての留意点（地元以外の業者の活用、工法に必要な設計を行うための発注方法等）
- ・現場に必要な技能者人数

2. 発注方法の工夫

（例）

- 買取り方式の活用（実例）
- 工法に対応した発注方式の支援（URの活用・ひな型の提示 等）

3. その他

（例）

- 標準建設費の引上げ（平成26年度予算案（※））
※被災地では、低層4.8%、中層6.4%、高層6.7%引上げ（消費税引上げ分を含む）
- 地元事業者による供給体制の整備（木造協議会等の設立）
- 面整備事業（盛土）との一体的整備の工夫
- （予定地区も含めた）複数地区の一括発注による効率化